❷ 裁判員裁判の実施状況

（1）裁判員裁判対象事件の庁別終局人員

次の表は、2018 年 1 月～ 12 月 31 日までの裁判員裁判対象事件の庁別の終局人員数と、弁護士数を基に、庁別の登録弁護士 1 人当たりの裁判員裁判対象事件の担当人員数を試算したものである。

資料2-1-6-2　裁判員裁判対象事件の地裁本庁及び実施支部の終局人員数と弁護士１人あたりの担当人数

	庁　名	2018 年 1 月～ 12 月 31 日まで						弁護士数（2018.12.1）（人）	弁護士１人あたりの担当人員数（人）
		終局人員（人）	有　罪	有罪・一部無罪	無　罪	家裁へ移送	その他（注 3）		
東京高裁管内	東京地裁本庁	141	136	1	3		1	18,132	0.01
	東京地裁立川支部	33	30				3	730	0.05
	横浜地裁本庁	39	38				1	1,148	0.03
	横浜地裁小田原支部	9	9					127	0.07
	さいたま地裁本庁	34	33	1				535	0.06
	千葉地裁本庁	120	112		8			555	0.22
	水戸地裁本庁	27	26				1	121	0.22
	宇都宮地裁本庁	12	12					159	0.08
	前橋地裁本庁	21	18		1		2	121	0.17
	静岡地裁本庁	11	11					196	0.06
	静岡地裁沼津支部	9	9					97	0.09
	静岡地裁浜松支部	4	4					141	0.03
	甲府地裁本庁	8	8					118	0.07
	長野地裁本庁	8	8					86	0.09
	長野地裁松本支部	8	8					57	0.14
	新潟地裁本庁	9	9					190	0.05
大阪高裁管内	大阪地裁本庁	81	74	4	2		1	4,364	0.02
	大阪地裁堺支部	20	19		1			123	0.16
	京都地裁本庁	17	17					741	0.02
	神戸地裁本庁	33	32			1		557	0.06
	神戸地裁姫路支部	8	7	1				122	0.07
	奈良地裁本庁	9	8	1				125	0.07
	大津地裁本庁	15	15					111	0.14
	和歌山地裁本庁	9	9					128	0.07
名古屋高裁管内	名古屋地裁本庁	29	28				1	1,650	0.02
	名古屋地裁岡崎支部	9	8		1			140	0.06
	津地裁本庁	11	11					83	0.13
	岐阜地裁本庁	7	7					136	0.05
	福井地裁本庁	2	2					92	0.02
	金沢地裁本庁	5	5					150	0.03
	富山地裁本庁	6	6					83	0.07
広島高裁管内	広島地裁本庁	9	7	1			1	469	0.02
	山口地裁本庁	10	9		1			65	0.15
	岡山地裁本庁	18	18					342	0.05
	鳥取地裁本庁	1	1					30	0.03
	松江地裁本庁	1	1					55	0.02
福岡高裁管内	福岡地裁本庁	50	50					936	0.05
	福岡地裁小倉支部	17	17					195	0.09
	佐賀地裁本庁	5	5					78	0.06
	長崎地裁本庁	5	5					95	0.05
	大分地裁本庁	6	6					127	0.05
	熊本地裁本庁	9	9					247	0.04
	鹿児島地裁本庁	9	9					176	0.05
	宮崎地裁本庁	7	7					104	0.07
	那覇地裁本庁	17	16		1			199	0.09
仙台高裁管内	仙台地裁本庁	14	14					405	0.03
	福島地裁本庁	3	3					57	0.05
	福島地裁郡山支部	10	10					67	0.15
	山形地裁本庁	6	6					65	0.09
	盛岡地裁本庁	4	4					64	0.06
	秋田地裁本庁	7	7					53	0.13
	青森地裁本庁	5	5					47	0.11
札幌高裁管内	札幌地裁本庁	24	23		1			746	0.03
	函館地裁本庁	3	3					52	0.06
	旭川地裁本庁	9	9					63	0.14
	釧路地裁本庁	6	6					29	0.21
高松高裁管内	高松地裁本庁	7	7					139	0.05
	徳島地裁本庁	9	8	1				85	0.11
	高知地裁本庁	6	6					79	0.08
	松山地裁本庁	7	7					119	0.06
合　計		1,038	997	10	19	1	11	36,306	0.03

【注】1. 最高裁判所『平成 30 年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料』によるもので、刑事通常第一審事件票による実人員数である。
2. 「終局人員」とは、当該年度に終局裁判等（判決、終局決定、正式裁判請求の取下げ等）により終了した事件の実人員数である。
3. 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。
4. 弁護士数は、2018 年 12 月 1 日現在のもので、地裁本庁については支部弁護士数を控除したものである。